

報道関係者 各位

平成 26 年 7 月 28 日(月)

【照会先】

社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

課長 補佐 平川 雅浩(内線3042)

就労支援係長 鈴木 貴士(内線3044)

(代表電話) 03(5253)1111

(直通電話) 03(3595)2528

障害者優先調達推進法に基づく各省庁及び独立行政法人等による 障害者就労施設等との平成 25 年度の調達実績について

厚生労働省では、このほど、各省庁及び独立行政法人等（特殊法人含）における障害者就労施設等との平成 25 年度の調達実績を取りまとめましたので公表します。

障害者優先調達推進法では、各省各庁の長及び独立行政法人等の長は、障害者就労施設等からの物品等の調達の実績の概要を取りまとめ、公表するとともに、厚生労働大臣に通知するものとされています。

今回の調達実績の公表は、同法施行後、初めて取りまとめたものであり、同法に基づき各省各庁の長及び独立行政法人等の長から通知された調達実績の概要となっています。

なお、都道府県、市町村及び地方独立行政法人における障害者就労施設等との平成 25 年度の調達実績については、現在、集計中であり、集計が終わり次第、公表する予定です。

○ 平成 25 年度の調達実績

- ・各省庁及び独立行政法人等の合計：(件数) 5,690 件 (金額) 12.5 億円
うち 各 省 庁：(件数) 2,628 件 (金額) 5.6 億円
うち 独立行政法人等：(件数) 3,062 件 (金額) 6.9 億円

○ 各省庁における障害者就労施設等との調達実績は、障害者優先調達推進法施行前の平成 24 年度と比較すると約 2.4 億円増加

○ 障害者就労施設等からの物品の調達額は約 3.1 億円であり、品目としては小物雑貨の金額が大きい。また、役務の調達額は約 9.4 億円であり、品目としてはクリーニングや印刷の金額が大きい。

平成25年度 各省庁による障害者就労施設等との調達実績

(円)

府省庁名	24年度		平成25年度		前年度比	
	件数	契約額	件数	契約額	件数	契約額
内閣府	5	816,435	16	2,154,559	11	1,338,124
内閣官房・内閣法制局	6	12,284	20	1,180,804	14	1,168,520
人事院	0	0	2	143,456	2	143,456
宮内庁	6	413,147	16	7,713,917	10	7,300,770
公正取引委員会	0	0	5	1,160,775	5	1,160,775
警察庁	18	9,238,590	29	98,701,038	11	89,462,448
金融庁	2	47,250	2	1,691,990	0	1,644,740
総務省	18	16,003,467	12	589,206	▲ 6	▲ 15,414,261
法務省	102	44,907,861	231	58,587,005	129	13,679,144
外務省	14	4,046,053	14	3,753,523	0	▲ 292,530
財務省	7	59,192	151	27,804,862	144	27,745,670
文部科学省	18	17,519,799	29	21,698,383	11	4,178,584
厚生労働省	1,077	150,282,279	1,639	228,363,213	562	78,080,934
農林水産省	87	26,124,043	91	14,733,293	4	▲ 11,390,750
経済産業省	17	1,681,028	36	2,106,123	19	425,095
国土交通省	49	9,151,607	64	9,215,754	15	64,147
環境省	12	896,579	20	2,754,217	8	1,857,638
防衛省	4	9,371,984	217	34,974,237	213	25,602,253
消費者庁	1	16,020	2	74,330	1	58,310
最高裁判所	29	4,419,792	11	5,394,976	▲ 18	975,184
衆議院	0	0	5	1,555,575	5	1,555,575
参議院	0	0	3	1,223,898	3	1,223,898
国立国会図書館	5	22,903,150	6	30,237,976	1	7,334,826
会計検査院	0	0	6	211,300	6	211,300
復興庁	0	0	1	35,700	1	35,700
合計	1,477	317,910,560	2,628	556,060,110	1,151	238,149,550

平成25年度 国及び独立行政法人等による障害者就労施設等からの物品等の調達実績について

(単位:円)

	物品												役務												合計	
	事務用品 書籍		食料品・飲料		小物雑貨		その他の物品		小計		印刷		クリーニング		清掃・ 施設管理		情報処理 テラプ起こし		飲食店等 の運営		その他の役務		小計		合計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
各 省	565 件	65,567,649	788 件	42,077,835	73 件	96,842,165	82 件	15,925,372	1,508 件	220,413,021	581 件	116,667,403	102 件	13,654,808	122 件	14,918,396	165 件	123,650,419	0 件	0	150 件	66,756,083	1,120 件	335,647,089	2,628 件	556,060,110
独立行政法人等	322 件	10,352,718	139 件	30,305,574	185 件	40,151,123	93 件	6,572,286	739 件	87,381,701	1,645 件	144,060,127	57 件	14,246,076	82 件	32,212,936	0 件	0	338 件	65,353,022	2,323 件	605,847,805	3,062 件	694,229,506		
合 計	887 件	75,920,367	927 件	72,383,409	258 件	136,993,288	175 件	22,497,658	2,247 件	307,794,722	2,226 件	260,727,530	303 件	364,630,452	179 件	29,164,472	247 件	155,863,355	0 件	0	488 件	132,109,085	3,443 件	942,494,894	5,690 件	1,250,289,616

(参考) 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律の概要

(平成24年6月20日成立、同6月27日公布)

1. 目的 (第1条)

障害者就労施設、在宅業障害者及び在宅就業支援団体（以下「障害者就労施設等」という。）の受注の機会を確保するために必要な事項等を定めることにより、障害者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進を図り、もって障害者就労施設で就労する障害者、在宅就業障害者等の自立の促進に資する。

2. 国等の責務及び調達の推進 (第3条～第9条)

<国・独立行政法人等>

優先的に障害者就労施設等から物品等を調達するよう努める責務

基本方針の策定・公表 (厚生労働大臣)

調達方針の策定・公表 (各省各庁の長等)

調達方針に即した調達の実施

調達実績の取りまとめ・公表等

<地方公共団体・地方独立行政法人>

障害者就労施設等の受注機会の増大を図るための措置を講ずるよう努める責務

調達方針の策定・公表

調達方針に即した調達の実施

調達実績の取りまとめ・公表

3. 公契約における障害者の就業を促進するための措置等 (第10条)

- ① 国及び独立行政法人等は、公契約について、競争参加資格を定めるに当たって法定雇用率を満たしていること又は障害者就労施設等から相当程度の物品等を調達していることに配慮する等障害者の就業を促進するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- ② 地方公共団体及び地方独立行政法人は、①による国及び独立行政法人等の措置に準じて必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

4. 障害者就労施設等の供給する物品等に関する情報の提供 (第11条)

障害者就労施設等は、単独で又は相互に連携して若しくは共同して、購入者等に対し、その物品等に関する情報を提供するよう努めるとともに、当該物品等の質の向上及び供給の円滑化に努めるものとする。

5. その他 (附則第1条～附則第3条)

(1) 施行期日

この法律は、平成25年4月1日から施行する。

(2) 検討

政府は、以下の事項について、3年以内に検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

- ① 障害者就労施設等の物品等の質の確保等に関する支援及び情報提供の在り方
- ② 入札者が法定雇用率を満たしていること、障害者就労施設等から相当程度の物品等を調達していること等を評価して公契約の落札者を決定する方式の導入
- (3) 税制上の措置

国は、租税特別措置法で定めるところにより、障害者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進を図るために必要な措置を講ずるものとする。

(参考)障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する基本方針の概要

1. 国及び独立行政法人等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する基本的方向

(平成25年4月23日閣議決定、同4月26日告示)

- 1) 分野を限定することなく調達を推進すること。
- 2) 調達に関する他の施策等との調和を図ること。

2. 優先的に障害者就労施設等から調達すべき物品等の種類その他の障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する基本的事項

- 1) 障害者就労施設等が供給できる物品等の特性を踏まえつつ、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に努めること。
- 2) 予算の適正な使用等に留意しつつ、随意契約を活用する場合には、障害者就労施設等からの調達の推進に配慮するよう努めること。
- 3) 調達に当たっては必要十分かつ明確にするとともに、予定価格は取引の実例価格等を考慮して適正に設定すること。また、障害者就労施設等がその特性により不当に排除されないようにする等競争への参加の機会の確保に留意すること。
- 4) 物品等の計画的な発注を行うとともに、障害者就労施設等に配慮した納期の設定に努めること。
- 5) 地方支分部局等ごとに地域の障害者就労施設等への発注に努めること。
- 6) 共同受注窓口を介した調達は、障害者就労施設等からの調達に準じて取り扱うこと。

3. 障害者就労施設等に対する国及び独立行政法人等による物品等の調達に関する情報の提供に関する基本的事項

透明性の向上と公正な競争の確保に留意しつつ、物品等の調達に関する情報の障害者就労施設等への提供促進に資するため、調達に関する情報及びそれぞれに係る落札結果等に関する情報を、ホームページへの掲載等により、障害者就労施設等に提供する等の措置を講ずること。

4. その他障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する重要事項

- 1) 調達推進のための体制を整備すること。
- 2) 調達方針の作成における留意事項
 - ① 原則として各機関の全ての内部組織に適用すること。
 - ② 物品、役務の種類ごとに調達実績額が前年度を上回ることなどの目標設定をすること。
 - ③ 調達実績の概要の取りまとめ及び公表の方法等
 - ① 各省各庁の長等は、調達実績の概要の公表をできる限りわかりやすい形で行うこと。
 - ② 厚生労働大臣は、地方公共団体等を含めた国全体の調達実績の概要を取りまとめ、公表すること。
 - ④ 公契約における障害者の就業を促進するための措置等
 - ⑤ 関係省庁等連絡会議の設置
 - ⑥ 国は、必要に応じて基本方針の見直しを行うこと。
 - ⑦ 各省各庁の長等は、厚生労働大臣又は内閣総理大臣からの要請に対し、対応について報告すること。